

5. 化管法の概要

No.	質問	回答
1	スライド27, 28に記載の円グラフの項目に記載がございませんでした。	修正後当機構HPに掲載いたします。
2	p28 総届出移動量の方が大きいのはなぜでしょうか?、p17のご説明で「排出量は環境に直接排出」「移動量は1段階以上の処理を経て環境に排出」とありました。そうであれば「総排出量 = 事業者が直接排出した量 + 事業者が移動させた量 + 処理の末端で排出した量」という関係になり、総移動量は総排出量以下の値となると思うのですが。移動先に貯蔵、保管されている状態では排出に該当しないのでしょうか	排出量・移動量は前年4月1日から当年3月31日までの把握分を事業所ごとに対象事業者へ報告いただいています。例えば、3月31日に移動させた分が翌年度に廃棄物処理業者や下水道処理業者によって処理され、環境中に排出されるという例や移動先が従業員20人未満の事業者で、その分のPRTR届出がなされないという例等が考えられ、必ずしも「総排出量 = 事業者が直接排出した量 + 事業者が移動させた量 + 処理の末端で排出した量」という関係になるわけではありません。
3	化管法対象化学物質かどうかNITEに問い合わせる場合、問い合わせに必要な情報は何になりますでしょうか。	化学物質のCAS登録番号、どの管理番号に該当するのかの情報が必要です。なお、まずは当機構ホームページに掲載しております、最新の化管法対象物質リストや、NITE-CHRIPでご確認いただき、その上で疑問が解消されなかった場合にお問い合わせ頂ければ幸いです。
4	安衛法のように、今後対象となる化管法の検討物質リストはございますでしょうか。	今後対象となる対象物質リストといったものは作成されていません。対象物質見直しの検討時に、有害性や暴露性を考慮し、検討物質を選定し、第一種指定化学物質となるか、第二種指定化学物質となるか、審議を踏まえ決められております。
5	特定第一種指定化学物質の条件について。資料には生殖毒性と書かれています。講師の方は生殖発生毒性とおっしゃっていました。どちらが正しいのでしょうか?また両者に違いはありますか?	ここでは生殖毒性と生殖発生毒性に大きな意味の違いはございません。化管法の物質選定基準では、有害性の判断するための項目の1つに生殖発生毒性があり、そこでは、人の生殖能力を害する又は(子の)発生毒性を引き起こす、ことを意味します。ただし、化管法の物質選定基準で参照している国連のGHS分類基準では、生殖毒性に発生毒性も含めているため、結果的にはほぼ同義となります。
6	p16取扱量についてですが、例えば年間取扱量 1 t というのは特定の1種類の化学物質の取扱量として 1 t 以上が該当するということになりますか?	合算ではなく、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量1t以上もしくは特定第一種指定化学物質の年間取扱量0.5t以上であればこの条件に該当します。 (参考) PRTRについて (パンフレット) <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/PRTR_2012_panph.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/PRTR_2012_panph.pdf</a>
7	p51 本講義内容からずれるのですが、NITE-CHRIPについて質問します。以前に検索利用した際に「短時間に多くのアクセスをしている」旨のメッセージが出て検索ができなくなりました。コンピュータ(ロボット)ではなくWEBブラウザから手動での検索をしていたのですが、このエラーを出さずに利用できるようにならないでしょうか	ご不便をおかけして申し訳ございません。 NITE-CHRIPに多数の方々から検索リクエストを同時に頂いている場合に、NITE-CHRIPのシステムダウンを防ぐために、エラーメッセージを表示し、検索リクエストの受付を一時的に中止させていただくことがございます。その場合、すこし時間をおいてアクセスしていただくようお願いいたします。
8	PRTRデータのうち、事業所からの届け出以外の、国による推計はどのように算出しているのでしょうか。	経産省と環境省が届出外推計を行っています。詳細は、 経産省分： <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r3kohyo/todokedegaisanshutudata.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r3kohyo/todokedegaisanshutudata.html</a> 環境省分： <a href="https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegaiR03/suik ei/suik ei_all.pdf">https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegaiR03/suik ei/suik ei_all.pdf</a> をご覧ください。

5. 化管法の概要

No.	質問	回答
9	<p>化管法の1種や2種の指定物質は、定期的に見直されるのですか？見直されるとしたら、何か関連する法令などがあるのでしょうか。</p>	<p>化管法の物質見直しは、これまでに2回行われています。化管法の第二条第4項には、第1種及び第2種指定化学物質を定める政令について、「環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。」とあります。</p> <p>また附則第三条には「政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、初回の物質見直しはこの附則条文に基づき行われました。その後は、規制の一定期間経過後見直し基準（法令見直し期間5年）に基づき、見直し（検討）が実施されます。</p> <p>（参考） 「化管法における指定化学物質選定の方向性について」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/1804houkokusho.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/1804houkokusho.pdf</a></p>
10	<p>政令番号と管理番号について、SDSには現在政令番号を記載しておりますが、管理番号も併せて記載することが望ましいでしょうか？もしくは、管理番号はあくまでPRTRの届け出に際して使用する、というになるのでしょうか？</p>	<p>法令上ではSDSでは指定化学物質の名称の記載を規定しており、政令番号及び管理番号のSDSへの記載は必須ではありません。ただし、任意の記載を妨げるものではありません。記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨します。（経済産業省のQ&amp;A59から） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q59">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q59</a></p>
11	<p>スライド46について、もう一度詳しく教えてください。あと、スライド19の自主的管理で、代替物質の例について活用しやすい資料等があれば紹介をお願いします。</p>	<p>最初のご質問について。代表的なCAS登録番号収載したりリストは、1つの管理番号に対して該当する物質（群）の中の代表的な1つのCAS登録番号を収載しています。</p> <p>確認済みのCAS登録番号を収載したりリストは、1つの管理番号に対して該当する物質（群）の中でNITEにおいて、掲載当時に確認できた物質のCAS登録番号をすべて収載しています。</p> <p>二番目のご質問について、スライド19にURL記載の資料や、環境省のHPにも掲載ございますので、ご活用下さい。</p> <p>環境省：PRTRインフォメーション広場（抜粋） <a href="https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/others.html">https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/others.html</a></p>
12	<p>化管法対象物質も、SDSで営業上で秘密情報の場合は非公表でも宜しいでしょうか。現状は、含有量をSDSで公表しておりますが、非公表にして別途開示することも宜しいのでしょうか。</p>	<p>残念ながら化管法では、指定化学物質の名称（＝政令名称）、含有率等必須記載事項は、秘密事項に相当する場合であっても記載を省略することはできません。ただし、営業秘密に係る部分を別紙として添付したり、指定化学物質の名称や含有率等を記載した上で相手方と秘密保持契約を結ぶことまでを妨げるものではありませんので、これらを踏まえ、どのような方法で情報伝達されるかご検討下さい。（経済産業省のQ&amp;A71及び72） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q71">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q71</a></p>

## 5. 化管法の概要

No.	質問	回答
13	丁寧なご説明ありがとうございました。p.39に関して質問させていただきます。政令番号が変更されたとのことですが、見かけの構成（例：1-011）では新旧の区別が付きません。大変まぎらわしいと感じます。なぜこのような措置になったのでしょうか？	日本の法令全体のルールとして、政令番号は改正の度に変更となります（新しい政令番号を挿入する場合は、既存の番号の繰下げを行うなどのため）。ご質問のようにわかりづらいとの声が多く寄せられたため、該当ページにも記載いたしました。今回の改正で、改正前の政令番号を基本とした管理番号が導入されました。 （ご参考） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html</a>
14	NITEへ問い合わせの際、CASがあれば助かるとのことでしたが、化管法はCASはあくまで参考であり、名称による該非判断と理解していたが、CASで該非判断したので良いのか？	当該物質の正式名称で問い合わせさせていただくことで問題ございません。CAS登録番号は参考情報ですが、CAS登録番号が分かる場合は名称と共にその情報もお伝えいただければどの物質について尋ねておられるのかを把握するのが早くなる可能性があります。
15	管轄外と思いますが、PRTRを利用して各都道府県が条例で報告等を定めているケースがあります。どの都道府県がこの条例を定めているか、一覧表等で確認する方法はありませんか。これがあれば顧客からの問い合わせで説明するのに役立ちます。	条例は各都道府県等で独自に定められているため、残念ながら弊機構では一覧表が作成されているかは把握しておりません。
16	管理番号が導入されたことで、政令番号は無視してしまってもよいですか？	PRTR届出においては管理番号を使用します。SDSについては、法令上では指定化学物質の名称の記載を規定しており、政令番号及び管理番号のSDSへの記載は必須ではありません。詳細は、下記の経済産業省のQ&A59をご参照下さい。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q59">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q59</a>
17	化管法、毒劇法、安衛法がSDS三法というお話を頂きましたが、各法令に対するSDSの位置づけはどのように異なるのですか？	それぞれ法目的に従い、SDSの提供について、努力義務又は義務としています（大まかにいうと、令和5年4月時点で、化管法ではSDS提供は義務、毒劇法では義務、安衛法は、製造・許可物質と表示・通知対象物質及びそれらを含む混合物は義務、それら以外の危険有害性を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物は努力義務）。詳しくは、経済産業省のHP掲載の経済産業省・厚生労働省クレジットのパンフレット「化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示、SDS制度」をご参照下さい。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023/GHSpamphlet_2023.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023/GHSpamphlet_2023.pdf</a>
18	排出量と移動量の関係で日本国全体で考えた場合、移動量>排出量になるのはなぜか。移動先で処理された場合、環境中に排出されるとその事業者が排出量として届出するため、処理後保管しない限り、排出量>移動量になるように思います。	No. 2 と同様
19	PRTRの年間まとめ（各種グラフ）で、何が関係し増減しているのか。要員や背景を聴けたらなお良かったと思います。	ご意見ありがとうございます。今後の講義の参考とさせていただきます。
20	国が推計している非対象や届出対象外の事業者の排出量はどのような方法で算出されているのか教えてください。	No. 8 と同様
21	PRTR届出で外部排出が無く、納入された物質を加工して、出荷、もしくは在庫となった場合の区分はどうなるのでしょうか。	加工は取り扱いに該当しますので、年間取扱量に含めます。年間取扱量が1t以上になる場合（特定第1種指定化学物質の場合は年間取扱量0.5t以上）はPRTR届出義務が生じます。外部排出がない場合は「排出量0.0kg」と報告します。